

家族の皆さんへ

現在、オミクロン株といわれる変異ウイルスの影響により全国的に感染者が増加傾向にあります。徳島県でも感染の再拡大が発生しています。当院では感染防止対策を強化していきます。

感染防止対策として令和4年1月7日より当面の間、院内の「面会」は
原則禁止とさせていただきます

次の場合は個別に対応します

- ①法により認められている人権を擁護する行政職員、代理人である弁護士との面会は制限しません。
- ②病状を踏まえ、治療上の必要性、特別な事情がある場合は個別に医師が許可をします。洗濯の交換等で病棟までおこしになるときはマスクの着用と手指消毒を行って下さい。

感染予防に今一度嚴重に取り組むためご協力をお願いいたします